

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	情報公開及び個人情報保護業務	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活局市民生活部市民生活企画総務課	
個人情報ファイルの利用目的	情報公開及び個人情報保護制度による公文書の開示・訂正等の業務のため	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	氏名、住所、電話番号等	
記録範囲	情報公開及び個人情報保護制度による公文書の開示等請求者	
記録情報の収集方法	開示・訂正等請求書による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活局 市民生活部 市民生活企画総務課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	印鑑登録管理情報ファイル
行政機関等の名称	岡山市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	(1)市民生活局市民生活部市政推進課、(2)北区役所市民保険年金課、(3)北区役所御津支所総務民生課、(4)北区役所建部支所総務民生課、(5)北区役所一宮地域センター、(6)北区役所津高地域センター、(7)北区役所高松地域センター、(8)北区役所吉備地域センター、(9)北区役所足守地域センター、(10)中区役所市民保険年金課、(11)中区役所富山地域センター、(12)東区役所市民保険年金課、(13)東区役所瀬戸支所総務民生課、(14)東区役所上道地域センター、(15)南区役所市民保険年金課、(16)南区役所灘崎支所総務民生課、(17)南区役所妹尾地域センター、(18)南区役所福田地域センター、(19)南区役所興除地域センター、(20)南区役所藤田地域センター、(21)南区役所児島地域センター、(22)東区役所福浜地域センター
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録に関する届出の受付、印鑑登録証明書の発行
個人情報ファイルに係る本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 1、000人以上 <input type="checkbox"/> 1、000人未満
記録項目	1宛名番号、2印鑑登録番号、3登録事由コード、4登録年月日、5登録受付支所コード、6登録印氏名区分コード、7登録印材質区分コード、8再入力年月日、9廃止事由コード、10廃止年月日、11廃止受付支所コード、12登録証亡失回数、13登録証再交年月日、14登録証再交受付支所コード、15登録証再交付前印鑑登録番号、16仮登録受付年月日、17回答期限年月日、18仮登録事由コード、19仮登録印材質区分コード、20仮登録印氏名区分コード、21仮登録受付支所コード、22再発回答期限年月日、23登録除外フラグ、24登録除外登録年月日、25登録除外審確年月日、26登録禁止フラグ、27登録禁止設定年月日、28登録禁止受付支所コード、29発行停止事由コード、30発行停止受付支所コード、31発行停止設定年月日、32最終異動事由コード、33最終異動支所コード、34最終異動年月日、35保証人宛名番号、36宛名番号、37印鑑登録番号、38登録事由コード、39登録年月日、40登録受付支所コード、41登録印氏名区分コード、42登録印材質区分コード、43再入力年月日、44廃止事由コード、45廃止年月日、46廃止受付支所コード、47登録証亡失回数、48登録証再交年月日、49登録証再交受付支所コード、50登録証再交付前印鑑登録番号、51待避印鑑登録番号、52仮登録受付年月日、53回答期限年月日、54仮登録事由コード、55仮登録印材質区分コード、56仮登録印氏名区分コード、57仮登録受付支所コード、58再発回答期限年月日、59登録除外フラグ、60登録除外登録年月日、61登録除外審確年月日、62登録禁止フラグ、63登録禁止設定年月日、64登録禁止受付支所コード、65発行停止事由コード、66発行停止受付支所コード、67発行停止設定年月日、68最終異動事由コード、69最終異動支所コード、70最終異動年月日、71保証人宛名番号、72印鑑登録番号、73イメージデータ、74宛名番号、75印鑑登録番号、76イメージデータ、77宛名番号、78宛名番号、79履歴番号、80住民種別コード、81住民状態コード、82世帯主氏名、83世帯主氏名カナ、84続柄コ

	<p>ード、85世帯番号、86住所_自治省コード、87住所_全国大字コード、88住所_区コード、89住所_大字コード、90住所_番地コード、91住所_枝コード、92住所_方書コード、93住所_住所名、94住所_方書名、95住所_郵便番号、96住所_行政区コード、97氏名、98氏名カナ、99外国人漢字氏名、100外国人漢字氏名カナ、101アルファベット氏名、102アルファベット氏名カナ、103旧氏名、104旧氏名カナ、105通称名、106通称名カナ、107併記名、108生年月日、109性別コード、110住民となった年月日、111住民となる届出年月日、112住民となった事由コード、113住所を定めた年月日、114住所を定める届出年月日、115住所を定めた異動事由コード、116市外前住所_自治省コード、117市外前住所_全国大字コード、118市外前住所_大字コード、119市外前住所_番地コード、120市外前住所_枝コード、121市外前住所_方書コード、122市外前住所_住所名、123市外前住所_方書名、124市外前住所_郵便番号、125前住所_自治省コード、126前住所_全国大字コード、127前住所_区コード、128前住所_大字コード、129前住所_番地コード、130前住所_枝コード、131前住所_方書コード、132前住所_住所名、133前住所_方書名、134前住所_郵便番号、135前住所_行政区コード、136本籍_自治省コード、137本籍_全国大字コード、138本籍_大字コード、139本籍_番地コード、140本籍_枝コード、141本籍_住所名、142本籍_郵便番号、143筆頭者、144住民でなくなった年月日_開始、145住民でなくなった年月日_終了、146住民でなくなる届出年月日、147住民でなくなった事由コード、148転出先住所_自治省コード、149転出先住所_全国大字コード、150転出先住所_番地コード、151転出先住所_枝コード、152転出先住所_住所名、153転出先住所_方書名、154転出先住所_郵便番号、155転出予定年月日、156転出確定年月日、157国籍コード、158上陸年月日、159外国人住民となった年月日、160第30条45規定区分、161在留資格コード、162在留期間開始日、163在留期間満了日、164在留期間、165在留カード等番号、166在留カード等番号区分、167在留カード交付年月日、168在留カード有効期間等、169住民票コード、170住民票作成年月日、171住民票作成事由コード、172外国人登録番号、173連絡先電話番号、174異動事由コード、175住登外者登録年月日、176異動年月日、177届出年月日、178処理年月日、179処理時刻、180個人番号、181宛名番号、182住民種別コード、183旧氏漢字、184旧氏カナ、185処理年月日、186処理時刻、</p>
記録範囲	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、岡山市の住民基本台帳に記録されている住民(15歳未満の者及び意思能力を有しない者を除く)からの印鑑登録申請内容(職権による情報を含む)。
記録情報の収集方法	住民による印鑑登録(廃止を含む)申請による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 市民生活局 市民生活部 区政推進課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山県岡山市避難者情報ファイル	
行政機関等の名称	岡山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	(1)市民生活局市民生活部区政推進課、(2)北区役所市民保険年金課、(3)北区役所御津支所総務民生課、(4)北区役所建部支所総務民生課、(5)北区役所一宮地域センター、(6)北区役所津高地域センター、(7)北区役所高松地域センター、(8)北区役所吉備地域センター、(9)北区役所足守地域センター、(10)中区役所市民保険年金課、(11)中区役所富山地域センター、(12)東区役所市民保険年金課、(13)東区役所瀬戸支所総務民生課、(14)東区役所上道地域センター、(15)南区役所市民保険年金課、(16)南区役所灘崎支所総務民生課、(17)南区役所妹尾地域センター、(18)南区役所福田地域センター、(19)南区役所興除地域センター、(20)南区役所藤田地域センター、(21)南区役所児島地域センター、(22)東区役所福浜地域センター	
個人情報ファイルの利用目的	全国避難者情報システムのための情報収集業	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1氏名・ふりがな、2生年月日、3性別、4避難元市町村における住所、5避難先（避難所又は個人宅等）の所在地、6避難先の名称（施設名又は個人宅等）、7当該避難先における滞在開始日、8当該避難先における滞在終了日、9連絡先代表者、10連絡先電話番号、11避難先都道府県の都道府県コード、12避難先市町村の市町村コード	
記録範囲	東日本大震災で岡山市内に避難されてこられた方の避難元及び避難先情報	
記録情報の収集方法	東日本大震災で避難されてこられた方の任意申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 市民生活局 市民生活部 区政推進課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	原発避難者特例法に基づく個人情報収集業務ファイル	
行政機関等の名称	岡山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活局市民生活部区政推進課	
個人情報ファイルの利用目的	原発避難者特例法に基づく個人情報収集業務	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1氏名・ふりがな、2生年月日、3性別、4指定市町村における住所、5避難場所、6避難元の市町村コード、7避難先の市町村コード	
記録範囲	避難元自治体から県を通じて提供があったもの（住所を岡山市内にするもの）	
記録情報の収集方法	避難元自治体から県を通じて提供があったもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 市民生活局 市民生活部 区政推進課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

個人情報ファイル簿(記載例)

個人情報ファイルの名称	戸籍情報ファイル
行政機関等の名称	岡山市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	(1)市民生活局市民生活部市政推進課、(2)北区役所市民保険年金課、(3)北区役所御津支所総務民生課、(4)北区役所建部支所総務民生課、(5)北区役所一宮地域センター、(6)北区役所津高地域センター、(7)北区役所高松地域センター、(8)北区役所吉備地域センター、(9)北区役所足守地域センター、(10)中区役所市民保険年金課、(11)中区役所富山地域センター、(12)東区役所市民保険年金課、(13)東区役所瀬戸支所総務民生課、(14)東区役所上道地域センター、(15)南区役所市民保険年金課、(16)南区役所灘崎支所総務民生課、(17)南区役所妹尾地域センター、(18)南区役所福田地域センター、(19)南区役所興除地域センター、(20)南区役所藤田地域センター、(21)南区役所児島地域センター、(22)東区役所福浜地域センター
個人情報ファイルの利用目的	戸籍事務処理のために利用
個人情報ファイルに係る本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 1,000人以上 <input type="checkbox"/> 1,000人未満
記録項目	1暗証番号1、2暗証番号2、3加害者氏名、4火葬場使用申請者の続柄、5火葬場使用申請者氏名、6火葬場使用申請者住所、7火葬場使用申請者方書、8漢字氏名、9旧カナ氏名、10旧漢字氏名、11旧氏名、12旧住所、13旧住所コード、14旧住所区分、15旧住民票コード、16旧性別、17旧生年月日、18旧筆頭者、19旧筆頭者桁溢れ区分、20旧筆頭者氏名、21旧父母との続柄、22旧父母との続柄コード、23旧方書、24旧本籍、25旧本籍地、26戸籍個人番号、27戸籍氏名、28戸籍消除日、29戸籍性別区分、30戸籍生年月日、31戸籍訂正日、32戸籍番号、33戸籍編製日、34交付請求者氏名、35交付請求者識別、36交付日、37交付年月日、38再製事由コード、39再製日、40再登録内容区分、41最終住所、42最終地番(最大地番号の値)、43最終方書、44在外選挙人名簿登録地、45在外選挙人名簿登録日、46在外投票人名簿登録市町村、コード、47在外投票人名簿登録地、48在外投票人名簿登録日、49在籍者数、50氏名、51氏名(カナ)、52氏名(漢字)、53氏名(名)、54事件の種類別、55事件項目データ、56事件項目内容1、57事件発生時分、58事件発生日、59事件発生日時、60事件番号、61事件番号元号、62事件番号数字、63事件番号年、64事件番号符号、65事件簿番号、66事件本人、67事件本人1カナ氏名、68事件本人1英数字、69事件本人1氏名、70事件本人1住所、71事件本人1世帯主氏名、72事件本人1筆頭者氏名、73事件本人1父氏名、74事件本人1母氏名、75事件本人1方書、76事件本人1本籍、77事件本人の個人番号1、78事件本人氏名、79事件本人配偶者区分、80事項数、81事務区分、82事由種別、83自治体住所、84自治体名称漢字、85住基個人番号、86住基氏名、87住基受信日、88住基住所地、89住基住定年月日、90住基筆頭者氏名、91住基変換後住所、92住基本籍、93住記個人番号、94住居表示実施日、95住所、96住所消除事由コード、97住所消除事由日、98住所地、99住所地区分、100住所登録事由コード、101住所登録事由日、102住所

	<p>履歴市区町村、103住所履歴字町、104住所履歴住所、105住所履歴都道府県、106住所履歴番号、107住所履歴番地、108住所履歴方書、109住定日、110住定年月日、111住民日、112住民票コード、113除籍日、114消除/改製年月日、115消除/改製年月日、116消除事由コード、117消除事由日、118消除者の要否、119消除日、120新カナ氏名、121新漢字氏名、122新個人番号、123新戸籍番号、124新氏名、125新住所、126新性別、127新生年月日、128新番地表示、129新筆頭者、130新筆頭者桁溢れ区分、131新筆頭者氏名、132新父母との続柄、133新父母との続柄コード、134新方書、135新本籍、136新本籍地、137申請者・氏名、138申請者・住所、139申請者・住所方書、140申請者・続き柄、141申請者情報・住所コード、142申入人氏名、143申入人生年月日、144申入人筆頭者、145申入人本籍、146人口動態漢字氏名1、147人口動態漢字氏名2、148人口動態漢字氏名3、149世帯主との続柄、150世帯主との続柄コード、151世帯主氏名、152世帯番号、153世代番号、154性別、155生年月日、156西暦年、157請求者ひらがな氏名、158請求者氏名、159請求部数、160前筆頭者カナ氏名、161前筆頭者氏名、162相手方1氏名、163相手方1氏名、相手方2氏名、164相手方2氏名、165対象者個人番号、166対象者氏名、167対象者氏名(かな)、168対象者氏名(漢字)、169対象者住所、170対象者住民票コード、171対象者性別区分、172対象者生年月日、173通用字氏名、174通用字氏名(名)、175通用字前筆頭者氏名、176通用字筆頭者氏名、177通用字母の名、178通用字母氏名(名)、179突合状況氏名、180突合状況住所、181突合状況住定日、182突合状況性別、183突合状況生年月日、184突合状況筆頭者、185突合状況変換後住所、186突合状況本籍地、187突合用氏名、188突合用筆頭者氏名、189突合用本籍、190届後戸籍の戸籍番号、191届後筆頭者カナ氏名、192届後筆頭者氏名、193届後本籍、194届出人、195届出人氏名、196届出人住所、197届出人方書、198配偶者漢字氏名、199配偶者区分、200配偶者死亡日、201配偶者住所、202配偶者生年月日、203筆頭者、204筆頭者カナ氏名、205筆頭者漢字氏名、206筆頭者氏名、207父の住所、208父氏名、209父母との続柄、210父本籍都道府県、211母の住所市区郡、212母の住所字、213母の住所町村、214母の住所都道府県、215母の住所方書、216母の名、217母氏名、218母氏名(名)、219母本籍都道府県、220方書、221養父氏名、222養母氏名、</p>
記録範囲	本籍人、住所人
記録情報の収集方法	本人、家族等からの届出、申請書及び関係機関からの情報提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	法務省：戸籍情報連携システム
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 市民生活局 市民生活部 区政推進課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
	(名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受けの組織の名称及び所在地	(名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けの組織の名称及び所在地	(名称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の除外申請ファイル	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活局市民生活部区政推進課	
個人情報ファイルの利用目的	自衛隊への個人情報の提供を望まない人を募集対象者情報から除外する	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1申請者住所、2申請者氏名、3申請者電話番号、4区分（本人・代理人）、5対象者住所、6対象者氏名、7対象者生年月日、8対象者の電話番号、9本人等確認書類、10委任状、11備考	
記録範囲	除外申請者等の住所及び氏名等	
記録情報の収集方法	除外申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活局 市民生活部 区政推進課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住居表示旧新対照表	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活局市民生活部区政推進課	
個人情報ファイルの利用目的	住居表示整備事業実施に伴い変更となった世帯の住所を記録し、該当世帯の公簿等変更手続きの際の確認及び証明時の資料として利用する。	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 1,000人以上 <input type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1旧町名、2旧番地、3世帯主氏名（事業所等）、4新町名、5新街区符号、6新住居番号	
記録範囲	住居表示実施前の住所及び氏名等、住居表示実施後の住所及び氏名等	
記録情報の収集方法	住民基本台帳及び事業実施時の戸別訪問による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 市民生活局 市民生活部 区政推進課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住居表示受付簿	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活局市民生活部区政推進課	
個人情報ファイルの利用目的	住居番号新設届出等の案内・受付及び通知書発行事務に利用する。	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 1,000人以上 <input type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1建築確認済証日付、2建築確認済証番号、3建築主区分、4建築主住所、5建築主氏名、6工事施工者、7電話番号、8建物名、9地名地番、10主要用途、11建築面積、12建築物の階数及び構造、13工事着手予定年月日、14工事完了予定年月日、15完成予定日、16完成予定日、17入居予定日、18住居番号、19年度、20整理番号、21台帳番号、22届出書受付年度、23届出書受付番号、24受付日、25届出・申出、26新設年月日、27通知書の渡し方、28計画中止等、29起案年月日、30依頼文の発送予定日、31依頼文の発送日（再）、32現地調査の委託日、33現地調査の完了日、34調査方法、35通知書送付先住所、36通知書送付先氏名、37参考資料、38通知書記載の氏名・名称又は施設の名称、39通知書記載の新設等住居番号、40通知書記載の新設等年月日、41通知書記載の宛名	
記録範囲	住居表示実施区域内に新築及び増改築を行う者、住居番号を変更する者	
記録情報の収集方法	本人からの届出（申出）及び関係機関からの情報提供による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民生活局 市民生活部 区政推進課 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	（名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称） （所在地）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住居表示新旧対照表	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活局市民生活部区政推進課	
個人情報ファイルの利用目的	住居表示整備事業実施に伴い変更となった世帯の住所を記録し、該当世帯の公簿等変更手続きの際の確認及び証明時の資料として用いるもの。 また、住居表示受付簿整備までの期間において、住居表示実施区域内の新築建物新設等の情報を記録するもの。	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 1,000人以上 <input type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1新町名、2新街区符号、3新住居番号、4世帯主氏名（事業所等）、5旧町名、6旧番地、7住居番号付定（変更）年月日	
記録範囲	住居表示実施後の住所及び氏名等、住居表示実施前の住所及び氏名等 住居表示実施区域内に新築する者、住居番号を変更する者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳及び事業実施時の戸別訪問、住居番号新設（変更）届出（申出）書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民生活局 市民生活部 区政推進課 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	（名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	（名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	（名 称） （所在地）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民記録情報ファイル
行政機関等の名称	岡山市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	(1)市民生活局市民生活部市政推進課、(2)北区役所市民保険年金課、(3)北区役所御津支所総務民生課、(4)北区役所建部支所総務民生課、(5)北区役所一宮地域センター、(6)北区役所津高地域センター、(7)北区役所高松地域センター、(8)北区役所吉備地域センター、(9)北区役所足守地域センター、(10)中区役所市民保険年金課、(11)中区役所富山地域センター、(12)東区役所市民保険年金課、(13)東区役所瀬戸支所総務民生課、(14)東区役所上道地域センター、(15)南区役所市民保険年金課、(16)南区役所灘崎支所総務民生課、(17)南区役所妹尾地域センター、(18)南区役所福田地域センター、(19)南区役所興除地域センター、(20)南区役所藤田地域センター、(21)南区役所児島地域センター、(22)東区役所福浜地域センター
個人情報ファイルの利用目的	岡山市における住民に関する事務処理の基礎となる住民基本台帳の整備、居住関係の公証
個人情報ファイルに係る本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 1,000人以上 <input type="checkbox"/> 1,000人未満
記録項目	1宛名番号、2版数、3世帯番号、4住民種別コード、5住民状態コード、6氏名カナ、7氏名、8アルファベット氏名カナ、9アルファベット氏名、10通称名カナ、11通称名、12氏名のカタカナ表記、13性別コード、14生年月日、15住民票コード、16区コード、17大字コード、18番地コード、19枝コード、20住所名称、21方書名称、22郵便番号、23行政区1コード、24行政区2コード、25行政区3コード、26行政区4コード、27行政区5コード、28投票区1コード、29投票区2コード、30投票区3コード、31中学校コード、32小学校コード、33住定異動年月日、34住定届出年月日、35住定異動事由コード、36住定届出通知区分、37世帯主氏名カナ、38世帯主氏名、39事実上の世帯主氏名、40続柄コード、41住民となった日、42住民となった届出日、43住民事由コード、44住民届出通知区分、45増異動理由コード、46筆頭者、47本籍_自治省コード、48本籍_全国大字コード、49本籍_大字コード、50本籍_番地コード、51本籍_枝コード、52本籍_住所名称、53本籍_郵便番号、54転前住所_自治省コード、55転前住所_全国大字コード、56転前住所_番地コード、57転前住所_枝コード、58転前住所_住所名称、59転前住所_方書名称、60転前住所_郵便番号、61転前住所異動年月日、62転前住所届出年月日、63転前住所異動事由コード、64前住所_自治省コード、65前住所_全国大字コード、66転先住所_自治省コード、67転先住所_全国大字コード、68転先住所_番地コード、69転先住所_枝コード、70転先住所_住所名称、71転先住所_方書名称、72転先住所_郵便番号、73転先住所設定区分、74転先世帯主氏名、75転予年月日、76転予届出年月日、77転確住所_自治省コード、78転確住所_全国大字コード、79転確住所_大字コード、80転確住所_番地コード、81転確住所_枝コード、82転確住所_住所名称、83転確住所_方書名称、84転確住所_郵便番号、85転確世帯主氏名、86転確年月日、87転確通知年月日、88

転確事由コード、89転確届出通知区分、90住民でなくなった日、91住民でなくなった届出日、92住民でなくなった事由コード、93住民でなくなった届出通知区分、94減異動理由コード、95最終地_自治省コード、96最終地_全国大字コード、97最終地_大字コード、98最終地_番地コード、99最終地_枝コード、100最終地_住所名称、101最終地_方書名称、102最終地_郵便番号、103最終地世帯主氏名、104備考年月日、105備考、106異動年月日、107届出年月日、108異動事由コード、109戸籍異動事由コード、110届出通知区分、111本来の住民日、112本来の届出日、113住民票作成年月日、114住民票作成事由コード、115改製年月日、116改製事由コード、117混合世帯用続柄コード、118世帯区分、119国籍コード、120外国人住民となった日、121外国人住民となった届出日、122第30条45規定区分、123在留資格コード、124在留期間、125在留期間満了日、126在留カード等番号、127在留カード等番号区分、128交付年月日、129有効期間等、130消除異動事由コード、131個人番号、132旧氏漢字、133旧氏カナ、134宛名番号、135版数、136項番、137登録日、138通称名カナ、139通称名、140登録市町村コード、141登録市町村名、142削除日、143削除市町村コード、144削除市町村名、145宛名番号、146住民種別コード、147履歴番号、148登録有無区分、149登録番号、150登録年月日、151廃止年月日、152登録事由コード、153廃止事由コード、154処理年月日、155処理時刻、156宛名番号、157住民種別コード、158履歴番号、159登録有無区分、160登録番号、161登録年月日、162廃止年月日、163登録事由コード、164廃止事由コード、165処理年月日、166処理時刻、167宛名番号、168住民種別コード、169履歴番号、170被保険者番号、171資格区分、172資格取得年月日、173資格喪失年月日、174新規認定開始日、175認定期間満了日、176処理年月日、177処理時刻、178宛名番号、179住民種別コード、180履歴番号、181被保険者番号、182資格区分、183資格取得年月日、184資格喪失年月日、185新規認定開始日、186認定期間満了日、187処理年月日、188処理時刻、189宛名番号、190住民種別コード、191履歴番号、192記号番号、193資格得喪区分、194資格区分、195適用開始年月日、196適用開始異動事由コード、197適用終了年月日、198適用終了異動事由コード、199退職該非区分、200退職区分、201退職扶養関係番号、202退職該当年月日、203退職該当事由コード、204退職非該当年月日、205退職非該当事由コード、206退職本人宛名番号、207マル学マル遠区分、208マル学マル遠解除予定日、209資格証明書発行区分、210続柄コード、211処理年月日、212処理時刻、213宛名番号、214住民種別コード、215履歴番号、216記号番号、217資格得喪区分、218資格区分、219適用開始年月日、220適用開始異動事由コード、221適用終了年月日、222適用終了異動事由コード、223退職該非区分、224退職区分、225退職扶養関係番号、226退職該当年月日、227退職該当事由コード、228退職非該当年月日、229退職非該当事由コード、230退職本人宛名番号、231マル学マル遠区分、232マル学マル遠解除予定日、233資格証明書発行区分、234続柄コード、235処理年月日、236処理時刻、237宛名番号、238住民種別コード、239履歴番号、240資格区分、241資格開始年月、242資格終了年

	<p>月、243処理年月日、244処理時刻、 245宛名番号、246住民種別コード、247履歴番号、248資格区分、249資格開始年月、250資格終了年月、251処理年月日、252処理時刻、 253宛名番号、254住民種別コード、255履歴番号、256資格区分、257投票区コード、258投票所コード、259登録日、260抹消日、261抹消事由コード、262表示消除日、263表示消除事由コード、264処理年月日、265処理時刻、 266宛名番号、267住民種別コード、268履歴番号、269資格区分、270投票区コード、271投票所コード、272登録日、273抹消日、274抹消事由コード、275表示消除日、276表示消除事由コード、277処理年月日、278処理時刻、 279宛名番号、280住民種別コード、281履歴番号、282基礎年金番号、283資格種別区分、284資格取得年月日、285資格喪失年月日、286変更年月日、287得喪区分、288処理年月日、289処理時刻、290宛名番号、291住民種別コード、292履歴番号、293基礎年金番号、294資格種別区分、295資格取得年月日、296資格喪失年月日、297変更年月日、298得喪区分、299処理年月日、300処理時刻、 301宛名番号、302住民種別コード、303履歴番号、304被保険者番号、305資格取得事由、306資格取得年月日、307資格喪失事由、308資格喪失年月日、309保険者番号適用開始年月日、310保険者番号適用終了年月日、311処理年月日、312処理時刻、 313宛名番号、314住民種別コード、315履歴番号、316被保険者番号、317資格取得事由、318資格取得年月日、319資格喪失事由、320資格喪失年月日、321保険者番号適用開始年月日、322保険者番号適用終了年月日、323処理年月日、324処理時刻、</p>	
記録範囲	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、岡山市の住民基本台帳に記録されている住民情報(除票者も含む)	
記録情報の収集方法	住民による届出申請、戸籍に関する届出及び通知、出入国在留管理庁からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	<p>地方公共団体情報システム機構：住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを使用して他の行政機関、地方公共団体等に住民情報を提供。</p> <p>出入国在留管理庁：LGWANを使用して外国人住民に係る住民票情報を提供。</p>	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 市民生活局 市民生活部 区政推進課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備 考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	臨時運行許可事務管理台帳ファイル	
行政機関等の名称	岡山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	(1)市民生活局市民生活部区政推進課、(2)北区役所市民保険年金課、(3)北区役所御津支所総務民生課、(4)北区役所建部支所総務民生課、(5)北区役所一宮地域センター、(6)北区役所津高地域センター、(7)北区役所高松地域センター、(8)北区役所吉備地域センター、(9)北区役所足守地域センター、(10)中区役所市民保険年金課、(11)中区役所富山地域センター、(12)東区役所市民保険年金課、(13)東区役所瀬戸支所総務民生課、(14)東区役所上道地域センター、(15)南区役所市民保険年金課、(16)南区役所灘崎支所総務民生課、(17)南区役所妹尾地域センター、(18)南区役所福田地域センター、(19)南区役所興除地域センター、(20)南区役所藤田地域センター、(21)南区役所児島地域センター、(22)東区役所福浜地域センター	
個人情報ファイルの利用目的	臨時番号許可証発行、発行情報の共有	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 1,000人以上 <input type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1 発行場所、2 許可番号、3 許可日、4 返却日、5 使用開始日、6 使用終了予定日、7 氏名、8 住所、9 電話番号、10 プレート番号、11 車名、12 車体番号、13 運行目的、	
記録範囲	岡山市自動車臨時運航許可規則(平成18年8月11日市規則第208号)の規定に基づき、臨時運航の許可を受けようとする者からの臨時運航許可申請内容	
記録情報の収集方法	臨時運航の許可を受けようとする者からの臨時運航許可申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活局 市民生活部 区政推進課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	

行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山市営墓地 墓地管理台帳	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	(1) 市民生活局市民生活部生活安全課	
個人情報ファイルの利用目的	市営墓地の管理のために利用する。	
個人情報ファイルに係る本人の数	■ 1,000人以上 □ 1,000人未満	
記録項目	1. 墓地名、2. 地図番号、3. 墓地番号、4. 墓地面積、5. 入力日、6. 許可証発行状況、7. 氏名、9. 住所、9. 本籍、10. 筆頭者、11. 生年月日、12. 電話番号、13. 使用料、14. 収納日、13. 承継、住所氏名変更等状況	
記録範囲	市営墓地使用者	
記録情報の収集方法	市営墓地使用者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活局 市民生活部 生活安全課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■ 有 □ 無	□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山市営墓地 墓地台帳	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	(1)市民生活局市民生活部生活安全課、(2)東区役所総務・地域振興課、(3)北区御津支所総務民生課、(4)東区瀬戸支所総務民生課、(5)南区灘崎支所総務民生課、(8)北区足守地域センター、(7)北区高松地域センター、(8)北区一宮地域センター、(9)北区吉備地域センター、(10)東区上道地域センター、(11)南区藤田地域センター、(12)南区興除地域センター、(13)南区児島地域センター	
個人情報ファイルの利用目的	市営墓地の管理のために利用する。	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 1,000人以上 <input type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 本籍、4. 筆頭者、5. 生年月日、6. 電話番号、7. 墓所の所在・番号、8. 許可年月日、9. 使用料、10. 収納日、11. 承継、住所氏名変更等、12. 平面図、13. 埋葬（蔵）者届出日、14. 死亡者本籍、15. 死亡者住所、16. 死亡者氏名、17. 死亡者性別、18. 死亡年月日、19. 埋蔵年月日、20. 使用者との続柄	
記録範囲	市営墓地使用者及び埋葬（蔵）者	
記録情報の収集方法	市営墓地使用者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活局 市民生活部 生活安全課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備 考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特殊詐欺等被害対策電話機被設置者ファイル	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	1市民生活局市民生活部生活安全課、2北区役所総務・地域振興課、3中区役所総務・地域振興課、4東区役所総務・地域振興課、5南区役所総務・地域振興課	
個人情報ファイルの利用目的	特殊詐欺等被害対策電話機設置支援事業において申請者が過去に当事業を利用して電話機を設置したことがあるか調査するために利用する。	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1氏名、2住所、3連絡先、4受付番号、5申請決定文書番号	
記録範囲	岡山市特殊詐欺等被害対策電話機設置支援申請書の支援対象者（申請人）	
記録情報の収集方法	支援対象者や親族からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民生活局 市民生活部 生活安全課 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	（名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称） （所在地）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	学校施設開放事業	
行政機関等の名称	岡山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活局スポーツ文化部スポーツ振興課	
個人情報ファイルの利用目的	学校施設開放事業管理業務	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 1,000人以上 <input type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 電話番号、4. メールアドレス	
記録範囲	学校施設使用者	
記録情報の収集方法	使用責任者からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 市民生活局スポーツ文化部スポーツ振興課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山市優秀選手激励金交付台帳	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活局スポーツ文化部スポーツ振興課	
個人情報ファイルの利用目的	岡山市優秀選手激励金交付のために利用	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 1,000人以上 <input type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1. 交付対象者氏名、2. 申請者氏名、3. 交付金額、4. 対象大会名、5. 申請年月日、6. 支払方法の別	
記録範囲	岡山市優秀選手激励金交付申請者及び交付対象者	
記録情報の収集方法	申請者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活局スポーツ文化部スポーツ振興課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受け組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山市人見絹枝スポーツ顕彰表彰関係台帳	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活局スポーツ文化部スポーツ振興課	
個人情報ファイルの利用目的	岡山市人見絹枝スポーツ顕彰のために利用	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 1,000人以上 <input type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1. 氏名、2. 性別、3. 住所、4. 電話番号、5. 功績、6. 受賞区分、7. 所属団体名、 8. 所属団体所在地、9. 所属団体電話番号、10. 推薦団体名、11. 審査結果	
記録範囲	岡山市人見絹枝スポーツ顕彰候補者	
記録情報の収集方法	関係機関からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活局スポーツ文化部スポーツ振興課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受け組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	表敬訪問管理台帳	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活局スポーツ文化部スポーツ振興課	
個人情報ファイルの利用目的	市長表敬訪問者情報整理のために利用	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1. 表敬日時、2. 表敬会場、3. 大会情報、4. 表敬者氏名等、5. 表敬者等連絡先、6. 記念品等の別	
記録範囲	表敬訪問者	
記録情報の収集方法	表敬訪問者からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活局スポーツ文化部スポーツ振興課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	部活動地域移行地域指導者関係台帳	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活局スポーツ文化部スポーツ振興課	
個人情報ファイルの利用目的	市立中学校に派遣する地域指導者の管理・報酬支払に利用。	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1. 氏名、2. 生年月日、3. 住所、4. 電話番号、5. メールアドレス、5. 口座情報	
記録範囲	部活動地域指導者に応募した者	
記録情報の収集方法	応募フォームによる本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	地域指導者が派遣される市立中学校	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活局スポーツ文化部スポーツ振興課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受け組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	令和5年度はモデル事業として実施している。	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山市トップチーム支援事業関係台帳	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活局スポーツ文化部スポーツ振興課	
個人情報ファイルの利用目的	岡山市を拠点とするトップチーム（ファジアーノ岡山、岡山シーガルズ、岡山リベッツ、トライフープ岡山）支援事業における各種募集企画実施の際に利用。	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1. 氏名、2. 生年月日、3. 住所、4. 電話番号、5. メールアドレス、5. 学校名、6. 学年	
記録範囲	各種募集企画に応募した者	
記録情報の収集方法	岡山市ホームページにある応募フォームによる本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活局スポーツ文化部スポーツ振興課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要	非該当	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山市施設予約システム	
行政機関等の名称	岡山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活局スポーツ文化部スポーツ振興課	
個人情報ファイルの利用目的	岡山市施設予約システム管理業務	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input checked="" type="checkbox"/> 1,000人以上 <input type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 電話番号、4. 生年月日、5. メールアドレス	
記録範囲	岡山市施設予約システム利用者、団体構成員	
記録情報の収集方法	団体代表者からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 市民生活局スポーツ文化部スポーツ振興課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受けの組織の名称及び所在地	(名称) — 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) — 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けの組織の名称及び所在地	(名称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山市スポーツ推進委員協議会委員名簿	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	(1) 市民生活局スポーツ文化部スポーツ振興課	
個人情報ファイルの利用目的	協議会等の運営状況を把握するため	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1. 氏名、2. 生年月日、3. 性別、4. 所属団体等名・職名	
記録範囲	協議会等委員	
記録情報の収集方法	委員選任時に協議会所管課へ提出される書類から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活局スポーツ文化部スポーツ振興課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受け組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	-	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山芸術交流マイナンバー管理簿	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活局 スポーツ文化部 文化振興課	
個人情報ファイルの利用目的	源泉徴収のため利用するもの。	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1. 個人番号、2. 氏名、3. 住所、4. 生年月日、5. 性別	
記録範囲	岡山芸術交流の事業委託先（個人事業主）（平成28年度以降）	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市民生活局 スポーツ文化部 文化振興課	
	（所在地）岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称） （所在地）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山芸術交流2022子どもナビゲーター名簿	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活局 スポーツ文化部 文化振興課	
個人情報ファイルの利用目的	子どもナビの運営のため	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1. 氏名、2. ふりがな、3. 学校名、4. 学年、5. 保護者氏名、6. メールアドレス、7. 電話番号、8. 住所	
記録範囲	子どもナビゲーター及び保護者	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 市民生活局 スポーツ文化部 文化振興課 (所在地) 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山市文化芸術団体認定申請書	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活局 スポーツ文化部 文化振興課	
個人情報ファイルの利用目的	岡山市文化芸術団体認定のため	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1団体名、2氏名、3住所、4電話番号、5FAX番号、6Eメールアドレス	
記録範囲	岡山市文化芸術団体の代表者及び担当者	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	生涯学習課、（公財）岡山文化芸術創造	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民生活局 スポーツ文化部 文化振興課 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1-1	
	（名 称）総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 （所在地）〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称） （所在地）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	岡山市文学賞	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活局 スポーツ文化部 文化振興課	
個人情報ファイルの利用目的	岡山市文学賞の運営のため	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4メールアドレス	
記録範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市文学賞関連イベント情報送付希望者及び申込参加者 ・岡山市文学賞関連賞状筆耕先、賞牌制作先 ・坪田譲治文学賞候補作アンケート送付者 ・市民の童話賞作品応募者 ・文学によるまちづくり部会員 	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 市民生活局 スポーツ文化部 文化振興課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
	(名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	(名称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	(名称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

備 考	
-----	--

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後援・共催名義使用認定申請書	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活局 スポーツ文化部 文化振興課	
個人情報ファイルの利用目的	後援・共催名義使用認定のため	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1団体名、2氏名、3住所、4電話番号、5FAX番号、6Eメールアドレス	
記録範囲	後援・共催名義使用団体の代表者及び担当者	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部 教育・生涯学習課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活局 スポーツ文化部 文化振興課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1-1	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市長賞交付認定申請書	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活局 スポーツ文化部 文化振興課	
個人情報ファイルの利用目的	市長賞交付認定のため	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1団体名、2氏名、3住所、4電話番号、5FAX番号、6Eメールアドレス	
記録範囲	市長賞交付認定団体の代表者及び担当者	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	秘書課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活局 スポーツ文化部 文化振興課 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1-1	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市民学芸員登録簿	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活局スポーツ文化部岡山シティミュージアム	
個人情報ファイルの利用目的	当館が登録する市民学芸員との連絡	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 電話番号、4. ファクス番号、5. メールアドレス	
記録範囲	当館が登録する市民学芸員	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活局 スポーツ文化部 岡山シティミュージアム (所在地) 〒700-0024 岡山市北区駅元町15番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	施設等使用許可受付簿	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活局スポーツ文化部岡山シティミュージアム	
個人情報ファイルの利用目的	施設等使用許可事務	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 電話番号、4. 使用担当者の職名及び氏名	
記録範囲	施設等使用許可の申請者	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 市民生活局 スポーツ文化部 岡山シティミュージアム (所在地) 〒700-0024 岡山市北区駅元町15番1号	
	(名称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	資料の寄贈及び寄託	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活局スポーツ文化部岡山シティミュージアム	
個人情報ファイルの利用目的	寄贈及び寄託された資料の管理	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 電話番号、4. 資料名称	
記録範囲	資料の寄贈及び寄託の申出者	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活局 スポーツ文化部 岡山シティミュージアム (所在地) 〒700-0024 岡山市北区駅元町15番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	年間パスポート登録簿	
行政機関等の名称	岡山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活局スポーツ文化部岡山シティミュージアム	
個人情報ファイルの利用目的	年間パスポートの運用管理	
個人情報ファイルに係る本人の数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000人未満	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 電話番号又はファクス番号又はメールアドレス、4. 登録年月日	
記録範囲	年間パスポートの被発行者	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活局 スポーツ文化部 岡山シティミュージアム (所在地) 〒700-0024 岡山市北区駅元町15番1号	
	(名 称) 総務局 総務部 行政事務管理課 情報公開室 (所在地) 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	—	